

令和5年度  
神山町職員採用試験案内

令和5年9月12日

神山町  
kamiyama-cho

〒771-3395

徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地

☎ 088-676-1111

受付期間 令和5年9月20日(水)～令和5年10月18日(水)

第1次試験日 令和5年11月12日(日)

- (1) 申込みは、「持参」、「郵便」のいずれかにより行ってください。
- (2) 「郵便」による申込みは、令和5年10月18日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- (3) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- (4) 天候等の影響により、試験日時等を変更する場合は、神山町のホームページでお知らせします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

| 試験区分 |          | 採用予定人員 | 職務の内容                 |
|------|----------|--------|-----------------------|
| 一般事務 | 高等学校卒業程度 | 1名程度   | 神山町において、一般行政事務に従事します。 |

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格等

| 試験区分 |          | 受験資格                        |
|------|----------|-----------------------------|
| 一般事務 | 高等学校卒業程度 | 平成7年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 |

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 神山町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者  
(心身耗弱を原因とするもの以外)

### 3 試験の日時及び試験会場

| 区 分   | 試 験 日 時                                                                                       | 試 験 会 場                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 令和5年11月12日(日)<br>(1)開場時間 9時00分<br>※ 9時40分までに試験会場に<br>入室してください。<br>(2)試験時間<br>10時00分から11時45分まで | 神山町役場<br>(名西郡神山町神領字本野間100番地)<br><br>※お車でお越しの方は、役場東側(神山町商工会前)の<br>駐車場をご利用ください。 |
| 第2次試験 | 令和5年12月上旬<br>(日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)                                                        |                                                                               |

### 4 試験の方法及び内容

| 区 分   | 試験種目   | 時 間                  | 方 法 及 び 内 容                                    |
|-------|--------|----------------------|------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 基礎能力試験 | 10時00分から<br>11時00分まで | 公務員として職務を遂行する上で基礎能力(言語、数理、論理、常識、英語)の筆記試験を行います。 |
|       | 適性検査   | 11時10分から<br>11時45分まで | 公務員として職務遂行上必要な素質及び適正について、書面による検査を行います。         |

| 区 分   | 試験種目   | 方 法 及 び 内 容                               |
|-------|--------|-------------------------------------------|
| 第2次試験 | 作文試験   | 文章による表現力、課題に対する理解力等を有するかどうかを見るための試験を行います。 |
|       | グループ試験 | 主としてコミュニケーション能力を見るための試験をグループで行います。        |
|       | 口述試験   | 主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。                |

### 5 受験手続

#### (1) 申込用紙

- ア 申込用紙は、神山町役場総務課、広野支所及び各公民館で配付しています。
- イ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験請求」と朱書きし、120円切手を貼った返信用封筒(角形2号:返信先記入)を必ず同封してください。
- ウ 神山町ホームページから申込用紙をダウンロードできます。  
※印刷する用紙は、A4判白色、厚さ0.2ミリ(郵便はがきの厚さ)程度を使用し、両面印刷してください。  
印刷できないときは、配付窓口又は郵送で請求してください。

#### (2) 申込先

- ア 持参する場合は、神山町役場 総務課に提出してください。
- イ 郵便による申込みの場合は、神山町役場総務課宛 〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地までお送りください。  
なお、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、必ず「簡易書留郵便」にてお送りください。

#### (3) 受付期間

- ア 持参する場合は、受付期間内の執務日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時までに提出してください。
- イ 郵便による申込みの場合は、令和5年10月18日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 提出書類

職員採用試験受験申込書・受験票 各1部

(5) 受験票

ア 受験申込書・受験票を直接持参する場合は、申込みの際に受験票を交付します。

イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、令和5年10月27日までに到着しない場合は、電話で神山町役場総務課(Tel088-676-1111)まで連絡してください。

ウ 受験票の写真は申込みの際に貼ってはいけません。申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真(縦4.5cm、横3.5cm)を貼って試験当日必ず持参してください。

(6) その他

身体に障害があるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に神山町役場総務課に申し出てください。

## 6 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者の発表は、令和5年11月24日までに神山町の指定する掲示板及び神山町ホームページに掲載するとともに、合格者には文書で通知します。

(2) 第2次試験合格者の発表は、令和5年12月中旬までに神山町の指定する掲示板及び神山町ホームページに掲載するとともに、合格に関わらず第2次試験受験者全員に文書で通知します。

## 7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は必ずしも全員採用されるとは限りません。

(2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。

(3) 採用は令和6年4月1日以降です。

## 8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和32年条例第17号)等の規定により、原則として下表のとおり支給されます。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

また、一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額が給料月額に加算される場合があります。

| 試験区分 | 学歴    | 初任給(令和5年4月1日現在) |
|------|-------|-----------------|
| 一般事務 | 高校卒   | 154,600円        |
|      | 短期大学卒 | 167,100円        |
|      | 大学卒   | 185,200円        |

## 9 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については、**神山町個人情報保護条例(平成17年条例第23号)第12条**の規定に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

開示を請求する場合は、本人が直接開示場所にお越しください。

電話、はがき等による請求はできません。

| 区分      | 開示請求<br>できる者 | 必要書類                        | 開示期間・場所                                        |
|---------|--------------|-----------------------------|------------------------------------------------|
| 第1次試験結果 | 不合格者本人       | 本人確認書類<br>(運転免許証・<br>学生証など) | それぞれ合格発表から1月間<br>神山町総務課<br>平日(祝日を除く)8:30～17:00 |
| 第2次試験結果 |              |                             |                                                |

## 10 その他

- (1) この試験に関することは、神山町役場 総務課(電話088-676-1111)までお問い合わせください。
- (2) 試験時において時計は、時計機能だけのものに限り、携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (3) 試験場の駐車場は、神山町役場東側(神山町商工会前)の駐車場をご利用ください。
- (4) 天候等の影響により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに神山町ホームページ(<http://www.town.kamiyama.lg.jp/>)でお知らせします。